

【 第 7 号議案 】

役員、機関及び組織構成に関する会則の改正について（案）

大町ひじり学園 P T A 会則の一部を次のように改正したいので、同会則第 7 条第 2 項の規定により総会の決議を求める。

(改正箇所は下線部)

改 正 案	現 行
<p>(役員) 第 5 条 本会に次の役員をおく。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地区委員 <u>小学部・中学部の保護者から 1 名選出する。</u> <u>地区に所属する児童生徒が少数の場合は、地区を統合することができる。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(役員) 第 5 条 本会に次の役員をおく。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地区委員 小学部の保護者から 1 名。小学部児童がいない地区については、中学部保護者から選出する。</p> <p>3 (略)</p>